

令和3年度第70回近畿中学校総合体育大会の開催に関する
COVID-19感染拡大予防ガイドライン（案）

令和3年4月30日
第70回近畿中学校総合体育大会
兵庫県実行委員会

1 はじめに

本ガイドラインは、下表のガイドライン等を参考に現段階で得られている知見等に基づいて作成しています。今後の知見の集積及び新型コロナウイルスの感染状況により、随時見直しことがあることにご留意ください。

〔参考ガイドライン〕

作成	ガイドライン
文部科学省	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『新しい生活様式』～」
スポーツ庁	「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」
(公財)日本スポーツ協会 (公財)日本障がい者スポーツ協会	「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」
各中央競技団体	各競技にて策定している大会実施ガイドライン
(公財)日本中学校体育連盟	全国中学校体育大会実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン
近畿中学校体育連盟	近畿中学校総合体育大会開催に係る COVID-19 感染拡大予防ガイドライン

2 大会開催に当たっての基本的な考え方について

大会の開催に当たっては、以下の基本的な考え方に基づき、各競技に応じた新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じることとともに、開催地自治体と十分な連携を取ったうえで、兵庫県実行委員会と相談しつつ取り組むこと。

- (1) 感染源を絶つこと
- (2) 感染経路を絶つこと
- (3) 感染のリスクへの対応
- (4) 安全な活動環境等の確保

3 大会開催時の感染防止策について

大会の参加者が安全・安心に参加できるよう、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むこと。

- (1) 感染源を絶つこと
 - ① 体調が良くない（例：発熱、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）選手、引率者等関係者全員に対して、大会に参加させないことを徹底する。
 - ② 主催者は、各校顧問・引率者等に、大会当日の受付時、学校同行者体調記録表（別紙2）を提出させ、選手や引率者等の体調を確認する。
 - ③ 主催者は、学校同行者体調記録表（別紙2）に記載された者以外の来場者（大会関係者、審判等を含む）に対し、来場者体調記録表（別紙3）に必要事項を記載のうえ、内容を確認する。

- ④ 各校顧問・引率者等は、選手及び引率者等の2週間分の体調を記録した体調記録表（別紙1）並びに行動履歴書（別紙4）の記録を求め、健康管理を徹底する。
- ⑤ 各校顧問・引率者等は、集合時から解散時まで、こまめに選手の体調不良の有無を確認し、選手の健康観察を徹底する。
- ⑥ 各校顧問・引率者等は、大会中に選手等の体調不良を確認した場合、速やかに大会本部もしくは大会役員への報告を行うとともに、大会救護係や医療機関及び保護者等と連携し、当該選手の体調を観察するとともに、安全に帰宅させるなどの対策を講じる。

（2）感染経路を絶つこと

① 身体的距離の確保

- ア 原則、開会式等は実施しない。また、抽選会は、必要最小限の人数によって代理抽選をするなど工夫をする。
- イ 監督者会議等を実施する場合、人と人との距離（できるだけ2m、最低1m）を可能な限り確保する。
- ウ 引率者等は、選手に対し、対戦相手及び審判等との握手や、プレー以外の不要な接触（ハイタッチ、握手、抱擁や円陣等）の実施を制限する。

② マスクの着用

- ア 人と人が対面する場合は、マスクやフェイスシールドなどで遮蔽するなどの工夫をする。
- イ 事前に、選手、引率者及び大会関係者がマスク等を準備し、大会中は、競技等実施時及び食事中などを除いて、基本的にマスク等を着用し、咳エチケットを徹底するよう指示する。
- ウ マスク等を着用して運動を行う場合には、低酸素症や熱中症などのリスクが高まるため、引率者等は、会場の気温や湿度に注意しながら、選手の健康観察を行うとともに、こまめに給水をさせる。その際、スポーツドリンク等の飲み回しはさせない。

③ 手洗い・手指消毒の徹底

- ア 選手、引率者等及び大会関係者が、手洗いをこまめに行えるよう、利用する施設と連携し、手洗い場に石鹸等を設置する。また、会場入り口等必要と考えられる場所で手指消毒ができるようアルコール消毒液等を設置する。
- イ 適宜、場内アナウンス等で、選手や引率者等に手洗い・手指消毒を促す。
- ウ 「手洗いは30秒以上」「手指消毒にご協力ください」等の掲示をする。
- エ 引率者等は、集合時から解散時まで、こまめに手洗い・手指消毒を行うよう選手に指導する。
- オ 参加者がマイタオルを持参するよう指導する。

（3）感染のリスクへの対応<3密の回避(密閉空間、密集場所、密接場面)>

- ① 試合会場への入場は、登録選手、引率者等及び大会関係者（原則選手1名につき保護者1名、感染拡大状況によっては無観客）のみとする。出場選手として登録されていない部員やマネージャーの入場については、利用する会場や施設の状況等を考慮し、判断する。
- ② 引率者等は、チームで移動する際、バス等の車内が密閉空間にならないよう、運転手と連携し定期的に換気したり、1台に乗車する人数を減らしたりするなど工夫する。

- ③ 更衣室、休憩・待機スペース等で参加者が密集しないよう、一度に利用できる人数を制限し明示する。また、更衣室内に選手同士の間隔ができるだけ2 m（最低1 m）空くよう目印テープを貼付するとともに、更衣室等の換気扇を常時運転したり、換気用の小窓を開けたりする等、換気に配慮する。
- ④ 屋内で実施する競技は、1時間に2～3回程度、会場のドアや窓を開け換気を行うなど工夫する。試合会場の窓等の開閉が困難な場合は、利用する施設と連携し、換気設備を適切に運転させる。
- ⑤ 試合会場のベンチや食事をする場所について、できるだけ2 m（最低1 m）間隔を取り、対面を避け、会話は控え、**短時間で済ませる**よう指導する。

(4) 安全な活動環境等の確保

- ① 試合に関わる全ての者（大会役員、審判、指導者、選手等）は、試合が開始される2週間前からの行動を、行動履歴書（別紙4）に記録する。
- ② 参加校に対し、大会の主旨や感染拡大予防ガイドラインを周知徹底させ、顧問等が、大会に参加する選手及び保護者に対し、参加に当たっての注意事項等を事前に説明し、同意書（別紙5）を提出させる。その際、大会申込期日までに定期健康診断の実施が行われていない学校の生徒については、各自で健康診断を受診するなど保護者の責任のもと健康上問題がないことを確認したうえで参加させる。
- ③ 試合会場に入場する保護者については、来場者体調記録表（別紙3）を記録のうえ、来場ごとに主催者に提出する。
- ④ 選手の体調不良や救急搬送等の事態が発生した場合、保護者の同意や意向聴取等が求められることが想定されるため、引率者や学校等と保護者が、速やかに連絡がとれる体制を構築する。
- ⑤ 社会体育施設を利用して大会を実施する場合は、スポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に則り、運営する施設を選定し、感染拡大予防対策について、事前に施設と打ち合わせを行う。
- ⑥ 参加する全ての者は、別紙「近畿中学校総合体育大会実施時の感染防止対策チェックリスト」を参考に、各競技の特性等を勘案して、適切な感染防止策を講じる。

4 大会開催可否判断について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、以下の状況となった場合、臨時に近畿中体連理事会を開催し、大会開催可否について検討する。

- (1) 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合。
- (2) 競技開催地である自治体独自の自粛判断、またはイベント開催自粛要請がされた場合。
- (3) 指定救急病院等の医療機関における新型コロナウイルス感染症患者受け入れが対応不可となった場合。
- (4) **出場予定校・選手**の参集が困難な場合（**申込済み出場予定校や選手**の1/4以上）
- (5) 予選大会の開催が困難な場合（当該大会の予選大会の2/3程度が実施に影響を生じたとき）
- (6) 大会に参加している者及び競技運営に関わる者に新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、競技運営に支障をきたす、またはその可能性が想定される場合。
- (7) その他新型コロナウイルス感染症に起因する事象により大会の開催が困難と想定される場合。